

第 74 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第27化学分析の項、化学及び物理試験の項及び食品試験の項を次のように改める。

化学分析	定性分析	1, 850円
	定量分析	2, 390円
化学及び物理試験		1 試料1項目につき2, 690円以上27, 990円以下の範囲内で知事が定める額
食品試験	食品分析	1, 900円以上29, 670円以下の範囲内で知事が定める額
	機器分析	4, 450円以上19, 600円以下の範囲内で知事が定める額
	微生物試験	4, 430円以上47, 000円以下の範囲内で知事が定める額
	酵素試験（麴、もろみ）	12, 360円以上23, 350円以下の範囲内で知事が定める額

別表第27機械試験の項中「10, 370円」を「10, 810円」に、「920円」を「1, 030円」に、「5, 830円」を「6, 100円」に改め、同表金属分析の項中「5, 290円」を「5, 320円」に改め、同表金属試験の項中「1, 240円」を「1, 220円」に、「18, 790円」を「19, 200円」に、「4, 860円」を「4, 910円」に、「8, 800円」を「12, 340円」に改め、同表窯業試験の項及び木竹試験の項を次のように改める。

窯業試験	試焼等の試験	1, 450円以上8, 070円以下の範囲内で知事が定める額
木竹試験		3, 350円

別表第28農産物及びその加工品の項中「2, 590円」を「2, 910円」に、「19, 060円」を「19, 600円」に、「1, 620円」を「1, 900円」に、「4, 810円」を「5, 560円」に、「5, 080円」を「5, 890円」に改める。

第2条 熊本県手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第625号の7の2の次に次の2号を加える。

(625)の7の3 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地に係る土地使用権等の取得又は同法第19条第1項の規定に基づく使用権設定土地に係る土地等使用権の存続期間の延長に係る裁定の申請に対する審査

特定所有者不明土地に係る土地使用権等取得又は使用権設定土地に係る土地等使用権の存続期間延長の裁定申請手数料 次のアからカまでに掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれアからカまでに定める額

ア 100,000円以下の場合 27,000円

イ 100,000円を超え100万円以下の場合 27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加算した額

ウ 100万円を超え500万円以下の場合 75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加算した額

エ 500万円を超え2,000万円以下の場合 211,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加算した額

オ 2,000万円を超え1億円以下の場合 264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加算した額

カ 1億円を超える場合 360,100円

(625)の7の4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用に係る裁定の申請に対する審査

特定所有者不明土地の収用又は使用に係る裁定申請手数料 次のアからカまでに掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれアからカまでに定める額

ア 100,000円以下の場合 27,000円

イ 100,000円を超え100万円以下の場合 27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加算した額

ウ 100万円を超え500万円以下の場合 75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加算した額

0円を加算した額

エ 500万円を超え2,000万円以下の場合 211,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加算した額

オ 2,000万円を超え1億円以下の場合 264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加算した額

カ 1億円を超える場合 360,100円

第3条 熊本県手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第625号の11ア中「1,840円」を「1,870円」に改め、同号イ及びウ中「2,160円」を「2,200円」に改め、同号エ中「6,480円」を「6,600円」に改め、同号オ中「16,200円」を「16,500円」に改め、同号カ中「2,060円」を「2,100円」に改め、同号キ中「4,870円」を「4,960円」に改め、同号ク中「4,320円」を「4,400円」に改め、同号ケ中「6,480円」を「6,600円」に改め、同項第626号中「780円」を「790円」に改め、同項第627号中「620円」を「630円」に改め、同項第627号の2中「660円」を「670円」に改め、同項第629号中「760円」を「770円」に改め、同項第635号中「630円」を「640円」に改め、同項第638号ア中「5,180円」を「5,280円」に改め、同号イ中「3,140円」を「3,200円」に改め、同号ウ中「2,060円」を「2,100円」に改め、同項第639号中「5,180円」を「5,280円」に改め、同項第640号中「2,060円」を「2,100円」に改め、同項第641号中「780円」を「790円」に改め、同項第642号中「620円」を「630円」に改め、同項第644号中「430円」を「440円」に改め、同項第649号中「640円」を「650円」に改め、同項第651号ア中「1,180円」を「1,200円」に改め、同号イ中「1,970円」を「2,010円」に改め、同号ウ中「2,720円」を「2,770円」に、「4,260円」を「4,340円」に改め、同号キ中「1,030円」を「1,050円」に改め、同号ク及びケ中「270円」を「280円」に改め、同号サ中「2,610円」を「2,660円」に改め、同号ス中「1,460円」を「1,490円」に改め、同号セ中「2,570円」を「2,620円」に改め、同項第651号の2中「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第1生物学的試験検査の項中「1,300円」を「1,320円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「650円」を「660円」に、「430円」を「440円」に、「550円」を「560円」に、「2,060円」を「2,090円」に、

「5, 180円」を「5, 280円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「4, 650円」を「4, 730円」に、「6, 380円」を「6, 490円」に、「7, 990円」を「8, 140円」に、「15, 450円」を「15, 730円」に、「4, 000円」を「4, 070円」に改め、同表理化学的試験検査（食品の規格試験検査、上水の水質基準試験検査及び生活環境試験検査にあつては、生物学的試験検査を含む。）の項中「2, 160円」を「2, 200円」に、「4, 100円」を「4, 180円」に、「4, 650円」を「4, 730円」に、「7, 780円」を「7, 920円」に、「15, 670円」を「15, 950円」に、「6, 380円」を「6, 490円」に、「12, 310円」を「12, 540円」に、「20, 850円」を「21, 230円」に、「38, 780円」を「39, 490円」に、「9, 500円」を「9, 680円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に、「1, 730円」を「1, 760円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「20, 740円」を「21, 120円」に、「6, 260円」を「6, 380円」に、「12, 640円」を「12, 870円」に、「31, 220円」を「31, 790円」に、「23, 230円」を「23, 650円」に、「1, 300円」を「1, 320円」に、「38, 660円」を「39, 380円」に、「20, 520円」を「20, 900円」に、「1, 630円」を「1, 650円」に、「7, 890円」を「8, 030円」に、「12, 430円」を「12, 650円」に、「11, 130円」を「11, 330円」に、「12, 860円」を「13, 090円」に、「95, 590円」を「97, 350円」に、「2, 590円」を「2, 640円」に、「5, 730円」を「5, 830円」に、「8, 040円」を「8, 200円」に改める。

別表第27化学分析の項中「1, 850円」を「1, 880円」に、「2, 390円」を「2, 430円」に改め、同表化学及び物理試験の項中「2, 690円」を「2, 740円」に、「27, 990円」を「28, 510円」に改め、同表食品試験の項中「1, 900円」を「1, 940円」に、「29, 670円」を「30, 220円」に、「4, 450円」を「4, 530円」に、「19, 600円」を「19, 970円」に、「4, 430円」を「4, 510円」に、「47, 000円」を「47, 870円」に、「12, 360円」を「12, 580円」に、「23, 350円」を「23, 780円」に改め、同表機械試験の項中「380円」を「390円」に、「10, 810円」を「11, 010円」に、「1, 030円」を「1, 050円」に、「6, 100円」を「6, 220円」に改め、同表金属分析の項中「2, 270円」を「2, 310円」に、「5, 320円」を「5, 420円」に改め、同表金属試験の項中「1, 220円」を「1, 240円」に、「19, 200円」を「19, 560円」に、「4, 910円」を「5, 010円」に、「2, 750円」を「2, 810円」に、「12, 340円」

を「12,570円」に改め、同表窯業試験の項中「1,450円」を「1,470円」に、「8,070円」を「8,220円」に改め、同表木竹試験の項中「3,350円」を「3,410円」に改める。

別表第28土壤、肥料及び水の項中「2,490円」を「2,540円」に、「3,790円」を「3,860円」に、「1,890円」を「1,930円」に、「920円」を「930円」に、「1,240円」を「1,270円」に改め、同表飼料及び飼料の原料の項中「1,190円」を「1,220円」に、「5,950円」を「6,060円」に、「3,570円」を「3,640円」に、「1,780円」を「1,810円」に改め、同表農産物及びその加工品の項中「2,910円」を「2,960円」に、「19,600円」を「19,970円」に、「1,900円」を「1,940円」に、「5,560円」を「5,670円」に、「5,890円」を「6,000円」に改める。

第4条 熊本県手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第178号、第179号、第181号、第183号、第185号及び第186号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項第192号中「規定」の次に「（次号及び第192号の3において「建築基準法第48条第1項ただし書等の規定」という。）」を加え、同号の次に次の2号を加える。

(192)の2 建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合における建築基準法第48条第1項ただし書等の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査

用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る建築等許可申請手数料 120,000円

(192)の3 建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合における建築基準法第48条第1項ただし書等の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査

用途地域等における日常生活に必要な建築物の建築等に係る建築等許可申請手数料 140,000円

第2条第1項第194号の2中「特例の」を削り、「建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料」を「隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の許可申請手数料」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(194)の3 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する許可の申請に対する審査

前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の許可申請手数料 33,000円

第2条第1項第195号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項第203号の2中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」

に改め、同項第203号の3中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同項第203号の4中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同項第216号の2中「特例の」を「全体計画の」に、「既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る特例認定申請手数料」を「既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定申請手数料」に改め、同項第216号の3中「特例の」を「全体計画の」に、「既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る特例認定変更申請手数料」を「既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定変更申請手数料」に改め、同号の次に次の4号を加える。

(216) の4 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定の申請に対する審査

既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定申請手数料 27,000円

(216) の5 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定変更の申請に対する審査

既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定変更申請手数料 27,000円

(216) の6 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更の許可の申請に対する審査

興行場等への一時的用途変更許可申請手数料 120,000円

(216) の7 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等への一時的な用途変更の許可の申請に対する審査

特別興行場等への一時的用途変更許可申請手数料 160,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条及び次項の規定 平成31年4月1日
 - (2) 第2条の規定 平成31年6月1日
 - (3) 第3条及び附則第3項の規定 平成31年10月1日
 - (4) 第4条及び附則第4項の規定 公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現にされている申込みに対する第1条の規定による改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の熊本県手数料条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日（以下「第3号施行日」という。）以後に行われる申込み又は請求に対する新条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料について適用し、第3号施行日前に行われる申込み又は請求に対する第3条の規定による改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 4 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）を次のように改正する。
 - 別表第1手数料の項第183号の次に次の2号を加える。
 - 183の2 用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る建築等許可申請手数料
 - 183の3 用途地域等における日常生活に必要な建築物の建築等に係る建築等許可申請手数料
 - 別表第1手数料の項第185号の2を次のように改める。
 - 185の2 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の許可申請手数料
 - 別表第1手数料の項第185号の2の次に次の1号を加える。
 - 185の3 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建ぺい率の許可申請手数料
 - 別表第1手数料の項第207号の2及び第207号の3を次のように改める。
 - 207の2 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定申請手数料
 - 207の3 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定変更申請手数料
 - 別表第1手数料の項第207号の3の次に次の4号を加える。
 - 207の4 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定申請手数料
 - 207の5 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定変更申請手数料
 - 207の6 興行場等への一時的用途変更許可申請手数料

207 の 7 特別興行場等への一時的用途変更許可申請手数料

(提案理由)

設備の更新等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の制定及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い手数料の規定を整備するとともに、消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等に伴い適切な措置を講じる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。